

## 横浜市木造住宅訪問相談事業実施要綱

制 定 まち建企第1127号 平成20年8月26日  
最近改正 建建防第5296号 平成28年4月1日

### (目的)

**第1条** この要綱は、木造住宅の所有者等に対して、当該住宅の耐震改修等に関する助言等を行う相談員を派遣するにあたり必要な事項を定め、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震改修等に関する知識の普及及び実施の促進を図り、もって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

### (用語の定義)

**第2条** この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 訪問相談  
相談員が耐震改修等を検討する者へ、耐震改修等の実施にかかる相談、助言等を行うことをいう。
- (2) 相談員  
訪問相談の実施にあたり、市長が事業利用者に対して派遣する者をいう。
- (3) 耐震診断  
横浜市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成10年4月1日制定）の規定に基づき木造住宅の耐震性を判定することをいう。
- (4) 所有者等  
横浜市木造住宅耐震診断事業実施要綱第2条第2号に規定する所有者又は所有者の配偶者若しくは一親等の親族をいう。

### (事業対象者)

**第3条** 事業の対象となる者は、耐震診断により総合評点又は上部構造評点が1.0未満と判定された住宅の所有者等で、かつ原則として耐震診断の申込者とする。ただし、法人は除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する住宅の所有者等は原則として対象としないこととする。

- (1) 過去に耐震診断後に本事業を利用したもの
- (2) 当該住宅の耐震改修を行ったもの
- (3) 過去に、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱（平成28年4月1日制定・建建防第5025号）第8条第1項に規定する申請を行ったもの
- (4) 過去に、横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱（平成18年7月20日制定・まち住計第583号）第5条第1項に規定する申請を行ったもの
- (5) 過去に、横浜市木造住宅一部耐震改修促進事業計画承認要綱（平成26年3月31日廃止）第5条第1項に規定する申請を行ったもの
- (6) 横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要領（平成26年6月13日制定・都防第210号）第3条に規定する当該事業の対象地域内のもの

### (事業内容)

**第4条** 市長は、前条に規定する事業対象者に対し、訪問相談を実施することができる。

2 前項に規定する訪問相談の実施にかかる費用は、横浜市が負担する。

### (申請手続)

**第5条** 訪問相談を申請しようとする者は、実施希望日の14日以前に、利用申請書（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。

- 2 横浜市木造住宅耐震診断事業実施要綱第2条第2号に規定する自己所有かつ自己居住の住宅の耐震診断を実施し、上部構造評点が1.0未満と判定された者は、速やかに利用申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、申請者が利用申請書に定める必要事項を提示できる場合は、利用申請書の提出を省略することができる。

#### （実施の決定）

**第6条** 市長は、前条に規定する利用申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、訪問相談の実施の可否を決定し、実施通知書（第2号様式）をもって当該申請者に通知することとする。

- 2 市長は、前項の規定により訪問相談の実施を決定するにあたり、必要があるときは当該決定について条件を付すことができる。
- 3 市長は、第1項に規定する実施通知書の内容に変更の必要が生じたと認めるときは、当該実施通知書の内容を変更することができる。

#### （訪問相談の実施）

**第7条** 市長は、前条第1項に規定する訪問相談の実施を決定したときは、当該訪問相談を実施する相談員を選定し、当該相談員に対し関係資料を送付する。

- 2 相談員は、前項の規定により資料を受領したときは、市長が指定する方法により相談資料を作成しなければならない。
- 3 相談員は、訪問相談を実施するにあたり、市長が指定する事項の説明を行い、申請者からの耐震改修等に関する相談に応じるものとする。

#### （結果の報告）

**第8条** 相談員は、訪問相談を実施したときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

#### （訪問相談の取りやめ）

**第9条** 申請者は、特別な事情により訪問相談の利用を中止し、又は取りやめるときは、速やかに市長にその旨を申出なければならない。

#### （実施決定の取消し）

**第10条** 市長は、第6条第1項の規定に基づき訪問相談の実施の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により訪問相談の実施の決定を受けたとき
- (2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

#### （費用の返還）

**第11条** 市長は、前条の規定により訪問相談の実施を取り消した場合において、当該取消しに係る訪問相談を既に実施しているときは、期限を定めて、当該訪問相談にかかる費用の返還を命じることができる。

#### （業務の委託）

**第12条** 市長は、本業務の一部を委託することができる。

(その他)

第13条 その他、この要綱の施行について必要な事項は、建築局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成20年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成22年9月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成23年9月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成28年4月1日から施行する。